

令和6年3月議会定例会  
会議録

公立岩瀬病院企業団

令和6年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

令和6年3月28日（木曜日） 午後2時00分 開議

議事日程第1号

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第2号 公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第3号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第4号 令和6年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算について
- 第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

出席議員（10名）

---

1番 菊地大介 2番 小山克彦 3番 安藤礼子 4番 斉藤秀幸 5番 大和田宏  
6番 小野裕史 7番 深谷政憲 8番 熊谷勝幸 9番 小林政次 10番 石堂正章

---

遅参通告議員

---

欠席議員

---

説明のため出席した者

企業長	宗形 充	院長	土屋貴男
副院長兼看護部長	伊藤恵美	事務長	塩田 卓
事務次長兼医事課長	有賀直明	総務課長	續橋彰夫

---

午後2時00分 開会

○議長（石堂正章君）

皆さん、こんにちは。

ただ今より令和6年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

次に、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書が、提出されております。

印刷の上、お手元に配布いたしておりますので、ご了承願います。

これより、議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決しました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、9番小林政次議員、1番菊地大介議員、2番小山克彦議員を指名いたします。

日程第3、議案第1号から日程第7、議案第5号を一括して議題といたします。

あらかじめ、お願いいたします。説明・質問及び答弁にあたっては、議席で起立のうえ、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは提出者から、提案理由の説明を求めます。

企業長。

○企業長（宗形充君）

本日ここに、令和6年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様方には、年度末の何かとご多用のところご参集をいただき、誠にあ

りがとうございます。

また、本年度賜りましたご指導、ご支援に御礼を申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、ただ今一括議題となりました議案5件につきまして、ご審議をいただくこととなりますが、提案理由の説明に先立ち、病院事業の概要についてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。

昨年10月からは、これまでの隔離病床的な感染症病床の運用から、全ての医療機関において、一般病床での診療対応が求められているところであり、その中で当院は、感染拡大の段階において、対応困難な中等症以上の患者を受け入れる、セーフティーネットとしての役割を担っております。

4月以降はインフルエンザ等通常の感染症と全く同じ扱いとなりますが、引き続き県における感染症対策の中で役割を果たしていく考えであります。

次に、常勤医師体制についてであります。

4月から新たに内科医師1名と、整形外科医師1名の増員が予定されております。いずれも当院での卒後初期臨床研修の過程を修了した医師の着任となっており、臨床研修医を受け入れて、医師の育成に尽力してきたことが、勤務医師の増員に繋がったもので、これからもより良い研修を提供出来るよう、引き続き取り組んでいく考えであります。

また、福島県立医科大学の医局人事によりまして、年度末で転出となる医師が、消化器内科1名、外科1名、小児科1名、麻酔科1名の4名となっており、それぞれの後任として、同数の医師の着任が決定しております。

なお、外科におきましては、手術支援ロボットの導入に伴い、経験をお持ちの指導的な立場の医師の招聘について、新年度、年度途中での着任をお願いしているところです。

また、卒後初期臨床研修医につきましては、当院での2年間の研修が修了する3名と、医大とのたすきがけ研修の1年目を終える医師2名が当院を去り、新たに受け入れる研修医は、3名を予定しております。

4月からの体制をまとめますと、診療医が2名増員となり、研修医が2名減員となる予定となっております。引き続き常勤医師の招聘につきましては、福島県立医科大学の各講座への訪問を定期的に行うなど、積極的に招聘活動を続けて参ります。

次に、能登半島地震災害に対する対応についてであります。

支援活動として、DMAT（災害派遣医療チーム）1隊と、JMAT（日本医師会災害医療チーム）1隊を、それぞれ医師1名を含む4名体制で派遣いたしました。

また、日本看護協会を通じて、災害派遣ナース1名が、支援活動を行ってまいりました。

次に地域医療充実に向けた取り組みの一つとして、今年度、1月22日から、湯本診療所への医師派遣を開始しております。

今後も、毎月、第4月曜日の予定で診療支援を継続する予定としております。

次に、令和5年度の病院事業についてご報告いたします。

財務報告として、直近2月の数値と、11ヶ月の累計などをまとめておりますので、こちらの資料をご覧ください。

中央の囲みのある列が、2月までの累計の比較であります。先ず入院患者数が、5万8,771人となり、前年度比3,911人の増となっております。

入院患者数はコロナ前に戻りつつある状況です。

外来患者は、8万4,209人となり、前年度比4,050人の減となっております。発熱患者等の受診が落ち着いたものと思われる。

1人当たりの平均診療単価は入院で53,051円となり、前年度を2,309円下回っています。新型コロナウイルス感染症の入院診療に対する様々な加算が、5類感染症の分類になることでなくなったことが大きく影響しています。

外来については、14,628円となり、前年度を568円上回っています。

医業収益では、11カ月の実績で、前年度比で8,006万円余り増収となる、49億8,552万円余りとなっております。一方、物価高騰などにより支出額も増加し、医業費用が、1億5,056万円余り増加した結果、医業損益は前年度より7,049万円余り減益となり、7億3,789万円余りの損失となりました。

この後ご審議いただくこととなりますが、新年度においても、現在の入院患者数の増加傾向を堅持しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応も並行していくものと思われ、6年度予算においては、感染症対策と物価の高騰などを勘案し、大変厳しい予算編成となっております。

予算書第2条および、第3条につきましては、5年度予算との対比表を別途用意しておりますので、こちらをご覧ください。業務計画の基本であります患者数と診

療単価につきましては、今年度実績を考慮し、患者数、診療単価それぞれに目標値を定めております。

入院は、一日平均患者数を208人、延入院患者数を7万5,920人とし、入院診療単価を5万4,400円とするものです。病床稼働率は約74.6%を目標値としています。

外来では、一日平均患者数を390人とし、延外来患者数を9万4,770人と見込み、外来診療単価は1万5,300円とするものです。

医業収益については、前年度予算比5.9%増の65億6,467万円を見込んでおります。

一方、医業費用については、前年度予算比3.9%ほどの増となる73億6,946万円余りを見込ませていただきました。

医業と医業外を併せた経常損益では、5億1,542万円余りが支出超過となる予算となっております。

幸い、常勤医師の増員や、手術支援ロボットの導入など、医療提供体制の基盤が整備されてまいりますので、困難な状況下にあっても、引き続き病床稼働率の向上や、複雑性の高い専門領域の診療の強化などに向けて、全職員で病院運営の改善・改革に取り組みながら、将来を見据えた病院経営の安定化を目指して参ります。

今期定例会には、ただ今申し上げました「令和6年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」を含め、計5件の議案を提案しております。詳細につきましては、このあと事務長から説明いたしますので慎重にご審議のうえ、すみやかな議決を賜りますようお願い申し上げます。

最後に私事になりますが、今月末の四年の任期満了を持ちまして、企業長の職を退任させていただきます。

企業長職を拝命してから議員の皆様には、特段のご指導ご支援を賜り、今日を迎えることが出来ました。心より感謝申し上げます。

なお、後任の企業長につきましては、今年度末をもって須賀川市企画政策部政策監を退職される石堂伸二様が就任されることとなっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

振り返りますと、着任早々から、新型コロナウイルス感染症対策が最大の課題となり、院内の多くの職員の協力のもと、日々目まぐるしい状況の変化に応じた対応

策が展開され、公的医療機関としての存在の意義の一つが、お示し出来たものと思っております。

当院は今日まで、地域の皆様の信頼と支援に支えられて、日本でも有数の歴史と伝統を持つ病院の一つとして、歩み続けてまいりました。

この先も議員皆様、構成市町村、そして地域の皆さんと連携を図り、長くその役割を果たしていくために、公立岩瀬病院は全職員で更なる努力を継続してまいりますので、今後も変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げ、あいさついたします。

○議長（石堂正章君）

事務長。

○事務長（塩田卓君）

ただいま議題となっております 議案第1号から議案第5号までの議案5件につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第1号をご覧ください。

公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の箇所等につきましては、次頁の新旧対照表をご覧ください。

第4条の下から3行目に、企業長の期末手当について、規定しておりますが、令和5年度に、県などで行なわれた改定に準じ、令和6年度から年間0.1月分を増額するため、6月、12月の支給月数を、現行の100分の140から、100分の145に改めるものです。

また、附則2において、企業長の給料月額につきましては、毎年度10%減額する措置を実施しておりますが、引き続き、令和6年度もこの減額を継続するものであります。

次に、議案第2号をご覧ください。公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例であります。こちらも次頁の新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条第3項中、手当の種類4行目中央から、災害派遣手当に、かっこ書きで、武力攻撃災害等派遣手当及び特定インフルエンザ等対策手当を含む。以下同じ。を加えるもので、第22条の災害派遣手当の文言を整理し、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び、新型インフルエンザ等対策特

別措置法や、大規模災害からの復興に関する法律などに規定する職員に対し、災害派遣手当を支給できるよう改正するものです。

同じく第2条第3項中、下から2行目の勤勉手当を削除し、会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるように改めるものです。

次に、議案第3号をご覧ください。 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例であります。こちらも次頁の新旧対照表をご覧ください。

第3条関係の別表中、第16項、使用料の(1)室料加算料のウ、個室Aの料金を「4, 125円」から「5, 500円」に改めるものです。

当該料金は、現在の本館病棟の改築時点の設定から10年以上が経過しておりまして、物価高騰に対応しきれなくなってきたことから、県内各病院の個室料金を調査し、平均的な水準に改めるものであります。

なお、室料加算料には、料金の減免要件がありまして、企業団を構成する市町村の住民の方々は、100分の20を減免しておりますことから、改正前の「4, 125円」は、「3, 300円」に減免しておりまして、改正後の「5, 500円」は「4, 400円」に減免した上でご負担をいただくこととしております。

また、本件は十分な周知期間を設けるため、6月1日からの施行とするものであります。

次に議案第4号が、地方公営企業法 第24条 第2項の規定に基づき、令和6年度の公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算につきまして、本議会のご承認を得るためのものです。

予算書1頁の第1条総則をご覧ください。

6年度予算につきましては、病床稼働率の改善に取り組みながらも、支出の増加も見込み、厳しい編成となっております。

第2条、業務の予定量や第3条、医業収支などの収益的収入及び支出につきましては、企業長からの説明がありましたので、以下の詳細についてのみご説明いたします。

予算書第4条、資本的収入及び支出につきましては、設備投資や借入金返済とその資金調達を示しております。

資本的収入の第1項として構成市町村からの出資金が2億2, 186万1千円となっております。これまでの建設改良費の元金償還に係るご負担分です。

企業団が実際に支払う償還金の元金総額は、支出の第1項企業債償還金の4億896万円であります。

また、収入の第2項として、企業債を4億7千万円計上しており、支出の第2項の建設改良費の内訳いたしまして、医療機器等の購入1億2千万円と、手術支援ロボットの導入のため3億5千万円を予定しております。

1頁目、最下段の資本的支出の第3項につきましては、須賀川市から5億円を借入れており、平成30年度から10ヶ年の計画で償還しているところです。

次に2頁の第6条の一時借入金は、限度額を前年度と同額の4億5千万円とするものです。

第8条には、議会の議決なしには流用ができない経費として、職員給与費及び交際費の予算額を計上しております。

次に第9条の補助金ですが、構成市町村からご負担をいただくものとして、(1)が出資金です。(2)他会計繰入金が多産期医療を含む不採算医療等の繰入金です。

(3)他会計負担金が、企業団と附属高等看護学院の運営費からなる分賦金と企業債償還金利子分です。

最後に第10条のたな卸資産の購入限度額を新年度は8億7千万円としております。

3頁からは、病院事業会計予算実施計画として収益的収入及び支出からそれぞれの明細を記載しております。

予算案につきましての説明は以上でございますが、予算書には前年度の決算見込みも掲載するように義務付けられておりまして、10頁に令和5年度の予定損益計算書として掲載しております。予算書10頁をご覧ください。

現時点における5年度決算見込みにつきましては、年度内の損益が確定していない段階で、期末決算整理による損益調整も必要なこと等から、決算見込みは確定値ではございません。

5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しましたが、感染防止の対策は引き続き注意が必要で、入院患者数は増加傾向にはありますが、計画を下回る状況が続き、医業収益の確保が厳しく、さらには物価高が続き、人件費も改善が進んでおり、支出額が増加しました。

この結果、1. 医業収益の合計が、55億6千9百万円余りに対し、2. 医業費

用の合計が、64億8千2百万円余りとなり、表中段の医業損益は右側の欄になりますが、9億1千2百万円余りの損失を見込んでおります。

3. 医業外収益と、4. 医業外費用を加えた、経常損益段階でも、約8億6千8百万円余りの損失となる見込みとなっております。

5 特別利益では、その他特別利益として、福島県新型コロナウイルス感染症等病床確保計画に基づく補助金など、3億5百万円を見込んでおりますが、当年度純損益は、5億6千3百万円余りの損失と推計しており、3ヶ年続いた利益計上を継続できませんでした。

次に、予算書15頁をご覧ください。

15頁には、病院事業会計予定資金計画により、資金残高の見込みをお示ししております。

資金繰りにつきましては、令和5年度決算見込額の欄に、受入資金と支払資金を推計しておりますが、最下段の年度末の差引で15億4千7百万円余りの資金残高を見込んでおり、前年度末から約5億2千2百万円程度の資金が減額となる見通しとなりました。

今後、2月、3月の業務成績の確定を待って、年度末整理などの処理を行い、決算を確定させた後にご報告させていただきます。

次に議案第5号が、地方自治法 第179条 第1項の規定に基づき、専決処分を行っておりますので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めます。

次の頁が、専決第1号、1、令和5年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）の専決処分書であります。

補正の内容は、第2条にお示ししておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のための入院医療機関設備整備事業などの各種補助金を活用し、収益的収支を増額し、診療材料費などの購入に充てたものと、資本的収入として、医療機器の購入に関して企業債の借入額を減額するなどの補正をしたものです。

なお、第4条に定める資本的収入額が資本的支出額に不足する額が減少しましたので、不足する額、2億1,880万7千円を、2億984万8千円に改めるものです。

補正項目の明細につきましては、次の頁に表にてお示ししております補正予算実

施計画（第1号）をご覧ください。

まず収益的収入及び支出の表であります。

収入を補正いたしましたのは、1款、病院事業収益、2項、医業外収益、2目、補助金を、1,265万7千円を増額しております。

下段、支出では、1款、病院事業費用、1項、医業費用、2目、材料費を1,252万5千円増額するもので、感染症対策の個人防護用具などの診療材料費に充てたものです。

同じく、3目、経費は、13万2千円を増額するもので、新型コロナ対策のためのプレハブの賃借料に充てたものです。

次の頁をご覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、まず収入が、上段の表、1款、資本的収入、2項、企業債、1目、企業債を595万5千円減額したもので、企業債での購入を計画していたもののうち、福島県分娩取扱施設整備事業に該当する医療機器の購入について、補助率1/2が該当となるため減額したものです。

さらに福島県勤務医労働時間短縮体制整備事業に該当する補助金895万9千円を加えた、1,491万4千円を3項、1目、補助金の項目で増額したものです。

なお、資本的支出は既決予算内としたため、変更はございません。

以上、議案5件の提案理由及びその内容についてご説明させていただきました。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第1号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石堂正章君)

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長(石堂正章君)

これより、議案第1号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石堂正章君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(石堂正章君)

次に、議案第2号「公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石堂正章君)

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長(石堂正章君)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石堂正章君)

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長(石堂正章君)

これより、議案第2号「公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (石堂正章君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (石堂正章君)

これより、議案第3号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (石堂正章君)

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長 (石堂正章君)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

○議長 (石堂正章君)

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長 (石堂正章君)

これより、議案第3号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (石堂正章君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (石堂正章君)

これより、議案第4号「令和6年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算につい

て」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番小林政次議員。

○9番（小林政次君）

2点質疑させていただきます。

1点目は、1頁目にある過年度分損益留保資金についてであります。現在の留保資金はいくらあるのか伺いたい。

2点目は15頁の予定資金計画内の他会計出資金についてであります。令和5年度決算見込額が1億3千8百万円で、令和6年度予定額が2億2千百万円ということで、8千3百万円ほど増加する見込みとのことですが、こちらの詳細等について伺いたい。

○議長（石堂正章君）

ただ今の9番小林政次議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

事務長。

○事務長（塩田卓君）

留保資金につきましては、現金の資金残高を充てることとしておりますので、約15億円を見込んでおります。

他会計出資金の増加についてです。産科婦人科分を含む周産期医療に係る出資金については、その運営の特殊性から償還元金の2分の2を構成市町村にご負担いただいておりますが、令和4年度と令和5年度は、前年度にコロナ感染症関連の補助金の入金などにより、その2分の1を企業団が負担することとしました。

令和5年度には当該補助金が大幅に縮小となり、終了となることから、令和6年度予算では、従前のように構成市町村に2分の2のご負担をお願いするものとなりましたので、出資金の予定額が増加しております。

○議長（石堂正章君）

他にございませんか。

7番深谷政憲議員。

○7番（深谷政憲君）

予算対比表の中から2点質疑させていただきます。

1点目は、令和6年度の入院の1日平均を208人と見込んでおり、令和5年度

から12人の増、6%増となっており、実際には厳しい見込みだと考えますが、その辺について伺いたい。また、この予算は医師の増員や手術支援ロボットの導入の影響も見込んだ数値となっているのか伺いたい。

2点目は、外来については令和5年度より少ない患者数の見込みとしているが、その理由について伺いたい。

○議長（石堂正章君）

ただ今の7番深谷政憲議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

院長。

○院長（土屋貴男君）

入院につきましては、今年度2月までの11か月の実績では、予算目標の1日平均196人を超えた月は、ふた月でした。全ての月で予算目標数を超えることは難しかったですが、そこに近い数字の月も多くありました。そのような中で、令和6年度は、内科医師と整形外科医師1名が増員となることで、救急対応や臨時手術の対応など診療面で大きくプラスになると考えており、1日平均208人の入院患者という予算を組んでおります。

外来につきましては、今年度は発熱外来受診の患者さんが減ったということで、予算では400人としていましたが、実績では380人弱となっております。当院はできるだけ救急を含めた入院対応ということで地域に貢献していきたいと考えていますので、外来については専門的な外来を中心にとということで、390人という予算を組みました。

手術支援ロボットの導入については、患者増だけでなく、医師招聘にも非常に有利になると考えておりますので、全体としてやはり収益増につながると考えております。

○議長（石堂正章君）

他にございませんか。

7番深谷政憲議員。

○7番（深谷政憲君）

手術支援ロボットについては、来年度のどのくらいの時期から本格的に運用できるか、目安でよいので伺いたい。

○議長（石堂正章君）

ただ今の7番深谷政憲議員の再質疑に対し、当局の答弁を求めます。

院長。

○院長（土屋貴男君）

導入の時期がまだはっきり決定していませんが、導入となってから半年くらいで本格的な運用というのを予定しております。本格運用開始までには、手術支援ロボットを操作する講習等を2～3か月で受ける必要があります、医師だけでなく、看護師やMEなどのスタッフに対しても操作のトレーニングが必要となりますので、春先に契約を結び導入ができれば、秋くらいからは本格運用できるのではないかと考えております。

○議長（石堂正章君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第4号「令和6年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算について」について採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

○議長（石堂正章君）

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて」採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（石堂正章君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和6年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

令和6年3月28日 午後2時48分 閉会